

※ 一定等級以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた方

※ 色素性乾皮症患者の診断をされた方

#### ▶解約

駐車場を解約するときは、30日前までに届を提出してください。なお、解約したときは、駐車場所からすみやかに自動車を撤去してください。

また、駐車場の廃止など管理上必要と認めたときは、許可を取り消すことがあります。

### 7 入居中の注意事項

県営住宅は県民の貴重な財産です。お住まいになっておられる住宅はもちろんのこと、集会所などの共同施設を含め団地全体を大切に使ってください。

なお、次のことは禁止されていますので特に注意してください。

#### ▶譲渡、転貸の禁止

県営住宅を使用する権利を他人に貸したり譲渡したりすることは禁止されています。

#### ▶増築・模様替・用途変更の制限

県営住宅を許可なく増築、模様替したり、店舗、事務所などに用途変更したりすることはできません(13ページ参照。)。

#### ▶無断同居の禁止

必要な承認を受けずに他の人を同居させるこ

とはできません。必ず手続きをしてください(12ページ参照。)。

### 8 住宅の明渡し請求

次のような場合には、強制的に住宅を明け渡していただくことになります。

- 入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
- 正当な理由なく、15日以上住宅を使用しないとき(13ページ参照)
- 不正な行為によって入居したとき
- 家賃または割増賃料を3ヶ月以上滞納したとき
- 住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- 住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
- 無断で増改築や用途変更したとき
- 管理上必要な県の指示に従わないとき
- 高額所得者として認定されたのに住宅を退去しないとき
- 名義人が死亡又は住宅を退去し、同居者が承継承認を得ないと